

静岡県告示第180号

静岡県コインオペレーションクリーニング営業施設衛生措置等指導要綱（昭和59年静岡県告示第215号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月15日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p><b>第4 管理の基準</b></p> <p>営業施設の管理の基準は次のとおりとする。</p> <p>1 衛生管理責任者等の選任</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 衛生管理責任者は、当該施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p><b>第4 管理の基準</b></p> <p>営業施設の管理の基準は次のとおりとする。</p> <p>1 衛生管理責任者等の選任</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 衛生管理責任者は、当該施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。<u>ただし、デジタル技術等を活用し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。